

**令和6年度 第2回丹波市立隣保館運営委員会 会議録（要旨）**

日 時：令和6年10月30日(水) [開会] 午後2時 [閉会] 午後4時5分  
場 所：丹波市立氷上文化センター 研修室  
出席委員：山本寿朗（委員長）、森奥和代（副委員長）、目賀多茂（委員）、永井 登  
（委員）、常石孝子（委員）、細田 勉（委員）、麻田 剛（委員）  
欠席委員：松井宣子（委員）、北村久美子（委員）、藤森留美子（委員）  
社会福祉課：吉見武士（福祉総合相談係長）、橋本秀明（社会福祉士）  
事務局：谷水 仁（まちづくり部長）、堂本祥子（人権啓発センター所長）、山本昌  
彦（隣保館係長）、藤原泰志（氷上文化センター館長）、八尾滋樹（七日市  
会館館長）、柳川瀬武彦（相談指導員）  
傍 聴 人：なし

※会議全体の進行：事務局

1 開会  
(事務局)

当会議の成立要件ですけれども、10名のうち3名委員様からご欠席の報告を受けております。現時点で6名、他1名後刻途中出席で、会議は成立しております。

2 あいさつ  
(副委員長)

本日は隣保館運営委員会ということで、お集まりいただいているのですが、いつも忌憚のないご意見をいつもいただいております、すごく色々な議論ができ、内容が充実しております。この度も色々な相談体制のことも詳しくご説明いただきますので、そういった内容も踏まえていただいて、日頃のご経験上のご意見をいただきたいと思っておりますので、本日もどうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

ここからの進行につきましては、副委員長の方にお世話になりたいと思います。

(副委員長)

それでは議事に入る前に、お諮りいたします。当委員会に関する運営要領第二条では、会議の公開または全部もしくは一部の非公開は委員長が会議に諮って、これを定めることになっております。本日の議事では、特段、個人情報特定されることがないと考えられますので、公開としたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

なお、議論を進めていく中で、個人が特定されるような時には、非公開とさせていただくというところで、お願いしたいと思います。

— 異議なしの声あり —

(副委員長)

委員の皆様から異論がないということですので、本日の会議は公開とさせていただきます。

### 3 議事

#### (1) の丹波市の相談体制について

##### (副委員長)

丹波市の相談体制について、事務局からの説明の後、社会福祉課からご説明をお願いいたします。

##### (事務局)

前回の運営委員会において、相談事業についてたくさんのご質問やご意見をいただきましたので、運営委員会として、丹波市の相談体制について理解しておくことが大切なことだと思いました。そこで社会福祉課の福祉総合相談係にお声掛けしました。丹波市の相談体制の概要を説明いただき、個人情報に配慮しながらにはなりますが、具体的な相談事例にも触れていただきます。

##### (社会福祉課)

丹波市の相談体制について、市役所社会福祉課内にあります「福祉まるごと相談」における対応状況と、市民からの相談を受けてどのような対応をしているかといった体制について、ご説明させていただきます。また、実際にあった相談や、ケース対応についても、専門職（担当者）の方からご説明をさせていただきます。

#### — 説明 —

##### (委員長)

ただ今ご説明ありました件で、ご意見等はいかがでしょうか。

##### (委員)

どういふことをされているということがよくわかりました。今日、多分大半の方々が初めて聞かれたことではないかと思うのは、それだけ行政として発信力がないのではないかと思います。そこは考えて欲しいなと思うのと、もう一つは、相談を受けるのではなくて、行政なり関係者が困りごとを掴むという作業。受けるというのは来てくださいということですから、その相談に行くということがすごく高いのですよね、市民にとって。そうではなくて出向いて行って、掴んでいくという作業も一緒にやって欲しい。ちょっと考えてもらえたらなと思うのは、一つ見える化をして欲しいなと、市民に。いわゆる市役所の職員に見えるのではなくて、市民に見える化をして欲しいなと思うのです。これだけいいことをしているのに、もったいないなと思うので、もっともっと行政職員として、見える化、外に出るってということから、市民に発信するってことをやって欲しいなというのは、ちょっと聞かしてもらってこれだけのことを知らない。色々もっと行政に相談したいって人がたくさんあると思うから、そういうことを考えてもらえば嬉しいなと思いました。

##### (社会福祉課)

発信というところはしているつもりだったのですが、そういう意見があり、まだ届いてないところがあるというところはまた違う方法であるとか、アウトリーチというところは課題があるところを考慮しておきまして、受けるだけではなく、もっと地域の中に入っていきようなことができればいいかなと思いますのでまた考えていきたいと思いま

す。

(委員)

この制度と地区でやっている「よろず相談」というのは、どういう関係にあるのでしょうか。「よろず相談」は、月に1回第3日曜日にあります。それは2人でやって、自由に来てくださいということで、何でも相談受けますということでやるのですけれども。それは社会福祉協議会から聞いたのは、相談を聞くだけで回答はその繋ぎですということを知っています。それで、あまり周知とかもなく、来られる人が少ないのですね。今言われたように、待っていてもしょうがないので、2人体制なので1人はコミセンにおり、もう1人は、地域に出て行って、家庭訪問したりしに行っているのです。そういうことをしているのですが、この「よろず相談」と「まるごと相談」がどういう関係にあるか聞きたいのです。

(社会福祉課)

この「よろず相談」窓口を通じて、件数は少ないのですが、地区でこのような相談を受けたのだというところで直接「まるごと相談」ではなかったのですが、介護保険課、社会福祉協議会を通じて、私達の「まるごと相談」に相談が入ってきたというケースは何件かあります。やはり地域の中で一番近い方が地域の方々なので、「よろず相談」に役を担っていただいているところもあります。ただやはり専門的な相談になると地域の方ではなくて、私達、専門の窓口というところで、繋いでいただくところから私たちがしっかり解決に導くということで、連携をしていくところで今の体制となっております。ただし、周知啓発は、必要と感じたところですので、また今後連携のところで生かしていきたいと思えます。

(委員)

今の話で、多分これから相談に来られて、それがどうなったかということが返っているのかという話ではないですか。

(委員)

それもあのですけれど。

(委員)

個人情報のところはいいのですが、これはどこそこの課に引き継ぎましたとか、そこで相談されていますということを返してもらえたら、行政と一緒にやっておられると見えるけど多分そこがない。なかったら、先ほど言われているように聞くだけで終わってしまうから本当に自分らが役に立っているのかなという不安になるのだと思うのですよ。さっき言われたので必ず返すということの作業、色々なことをされたら、もっとも行政と一緒にやっていることが繋がるのではないかと思うのですよね。

(委員)

こういう研修を受けていたら、またやり方も違うでしょうし、全く僕も1年間は、相談員として相談を受ける側で「よろず相談」に入っていたのですが、全くこういうことを何にも知らずにしていたのですが、そこら辺もやはりこういう施策、事業がされているんだしたら、やはりそういう人にはある程度研修を受けてもらえたら、また、大分深みがあるのではないかと思います。

(社会福祉課)

研修は、民生委員さんなどにはよくしているのですが、それ以外の方には出前講座という形ではやっているのですが、中々申し込みがないというか、先ほど言われたように受け身になってるところもありますので、こっちからも自発的な研修の機会というのを設けなければならないと改めて感じました。

(委員)

結局来た人も、何やあんたやったんや、くらいの話になってしまうので、それがやはりその人が次の人に言うことになって、そのようなことだったら行っても一緒やないか、というような声が出てしまえば、何のための「よろず相談」やということになってしまいます。言われたように、回答があって、行ってよかったなあと言うことがあったら、また口コミで行こうかなという話になるのだけれど、反対になってしまっている。僕らの力不足なのかもわかりませんが。

(社会福祉課)

逆に聞かせて欲しいのだけれども、私たちはその相談窓口というところが受け身ではあかんと思ったところであるのと、敷居が低くというか相談しやすい体制を取る必要があるのかなと思っているのですよ。でも、やはり相談来ていただく方に聞くと、やはり、ここまで相談行くことというのは、すごくハードルが高いというか、きばって来たんですということを聞くので来ていただいただけで、まずはありがとうございますというところからのスタートなのですけれども。逆にいきなり、例えば地区の方が窓口相談来られると、まずはよろず相談に話をされて繋がっていくという形だったら、そのどちらの方が相談のスタートは入りやすいですかね。

(委員)

本当に知っている人だったら言いやすいけれども、ちょっとの他人だったらかえって、知られているだけに、言いにくいとかあるのところがうのかなと思って。それやったら第三者の方へ相談に行く人の方が多いのところがうのかなと思う訳ですよ。結局聞いて、あまり顔見知りじゃないってことで、うちのことを知られるかもしれないから相談してないのではないかと考えていたのですけど。

(社会福祉課)

わかりました。

(委員)

今、言われた話でね、いわゆる敷居が高いという話であって、行政はサービス業だと。だからサービス業だからといって相談する場所やということで、気にせんときやと言います。それでもって言われたら、一緒に行きましようかと言いましても、話をそこで私が聞くのではなくて、一緒に行って窓口へ繋がせてもらうのでという話をしたら、行くわと言われることがあるので、いやそこで相談受けなくても、もし1人で行きたくなかったら、逆に言うたら一緒に行きましようかっていうことで行ける方もあるのではないかと思うので、そういったことを、先ほど言った研修とかの中でわかれば、それもあるなっていうのがわかります。ただ単にそこにそうやって、「よろず相談」のノウハウというのは、やはり先ほど言ったように、一緒に学ぶ場所があるのかなと思うの

ですよ。

(社会福祉課)

私も一緒に動くことはとても大事だと思っています。相談を受けたところから、弁護士事務所さんを紹介しますと言っても、行けないこともあり、一緒に行きますよというところで、そこで踏み出せる一歩というのが出てくるので、やはり初回の相談の入口についても、そういうふうな関わりが持てるような働きかけというところも、またしていただけるようにと思いました。

(委員長)

金銭的な面について、相談があると思うので、今言われたように、弁護士。これ月一回みたいですね。市役所も弁護士を抱えている訳だし、だからそういう弁護士さん、役所に協力してもらうような形をとって、専門的な立場でも見てもらうことは、その間で相談に来られた方も、ある程度、ちょっと安心するのではないか。肩書のある方で対応することも利用したらどうかというふうに僕は思うのですがね。多分1回呼んだら何万円とかかるのだとは思いますが。

(社会福祉課)

そうですね。専門相談ですからね。相談者無料という形にはしますけれど。

(委員長)

市役所にその費用を出してもらったらいと思う。市役所には弁護士がおられますよね。

(事務局)

顧問弁護士がおります。相談料がかかりますけれど。

(社会福祉課)

ただ、顧問弁護士はどちらかという市役所を守るみたいなスタンスなので。

(事務局)

顧問弁護士は、行政のトラブルを解決するための専門弁護士なので、生活相談は弁護士さんの専門分野も色々ありますので。全体を網羅されていることは承知していますが、ただ色々なことを言われる中で、離婚専門の弁護士であったり、交通事故専門であったりとかという、そこに特化した部分というのは、各弁護士さんの専門があるという話です。

(委員長)

要は相談かけて、答えはもらえないから、相手方に安心感を持たずというのは、これが相談業務の中では大事なことです。こっちのことを信用してもらわないと、相手もこの人に聞かれたらと不安になってもらったら困るので、それを払拭するためには、そういうことも必要になってくる。

(社会福祉課)

弁護士の相談っていう部分は、法テラスというふうな民事法律扶助で初回相談費用支

援していただくような制度とかもありますので、そういったところを紹介させてもらっています。お金がないから、相談できないとかがあればダメだと思う。やはり弁護士さんとの連携というのは私たちもさせてもらっているところなので、必要な方はつながってというところは考えております。

(委員長)

相談相手が安心するような相談業務にしなければと思う。上辺だけの相談にならないように。

(事務局)

社協が月1回で無料弁護士相談というのも防災無線で周知されていますので、そういったところも含めて、これまでからご紹介をさせていただいた経緯があります。

(委員長)

隣保館の相談に市民から相談があり、連携して対応する必要がある場合は個人情報に配慮しながら、情報を共有し、対応についてご指導、賜りたいと思います。

(社会福祉課職員退席)

## (2) 令和6年度隣保館事業進捗状況について

(委員長)

令和6年度隣保館事業進捗状況について説明をお願いします。

(事務局)

・資料1（相談事業、啓発・広報活動事業、地域交流事業、地域交流促進事業、その他）の説明。

(委員長)

ただ今、事務局から説明がありました。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

(委員)

質問ではないのですが、ネットの動画の関係で、丹波市内のものが流れました。兵庫県内でもう150ヶ所ぐらい回られて流れていて、丹波市で流れたということは多分1ヶ所だけじゃなしに撮っているというふうに考えてもらう方がいいかなと。色々なところに流し始めるのと違うかなと思いますので、またそういうようなことが耳に入ったら、市なりに言っていただいて、削除要請をどんどんしていかないとだめだと思います。同和地区とかを出してわかるような言葉を使っていたものが、今は使わないのでね。そこだけではなくて、周りも一緒に撮って。だから、私たちはイメージで言えばそこが部落だとわかるようなことで流したのではないですと言うなど、ずる賢い形の流し方をしている。もしも不審な人があったりしたら気をつけてもらえたらというふうに思います。

(事務局)

委員さんがおっしゃったように、モニタリングは兵庫県内の全市町がやっております。

す。丹波市の場合は、人権啓発センターの職員が、月2回2時間という限られた時間ですけれども、通常各市役所のパソコンを使ってモニタリングをしています。今おっしゃっていただいたように、キーワードで検索すると判別していたのが、本当に巧妙に作られてきているというのが正直なところ。以前でしたら動画のタイトルとかにも入っていたりというようなところが、わからなくなってきたりというようなところで非常に難しいといいますが、こちらも見つけにくい或いは発見しても、どう削除要請するかというようなところで非常に難しいなと思いつつ対応しております。隣保館運営委員会の中ではご報告しておりませんが人権啓発センターとして、やっているということでご理解いただけたらなというふうに思っております。

(委員長)

他にありませんか。今回、こういったことを年度途中で報告を受けるのは、実は初めてなのです。ですから、この運営委員会が、年2回を、時間を費やすのですが、それを3回というところで、委員の皆さんは大変ですけども、その理由とを考えていただいてご意見いただけたらと思います。

### (3) 令和7年度隣保館事業実施計画の概要について

(委員長)

令和7年度事業についてお願いします。

(事務局)

・資料4（相談事業、啓発・広報活動事業、地域交流事業、地域交流促進事業、その他）の説明。

(委員長)

ただ今の説明で何かご意見・ご質問ありますか。

(委員)

丹波市で未就学の方が結構おられるのですよね。全国平均が0.83%のところ丹波市は2.1%なんですよね。千人以上の方が未就学なのですよね。という方がおられるという現実があるから、やはり隣保館でそういうことを果たす場所やと思うのです。要は学びの場所ということで、いわゆるもう一度学び直しをしたいとか、そういう場所として提供できるようなこと。どういう方法がいいかわからないのですけれど、外国の方で日本語を学びたいという方が結構おられる。そういうことで学びの場所とか交流の場所に繋がると思うので、考えてもらえたら嬉しいなというふうに思うのと、もう一つは、隣保館では一体どのような事業ができるのかということが、運営委員の方は多分わからないと思うのですよね。それを一度出してもらって、担当の方はこれしかしていないけれども、全体でみたらこのようなことやったらとか、まだ丹波市ではできていないけれど、これをやってみたらどうかなという話も一緒にできるのではないかなと思う。いわゆる隣保館事業として一体どういう事業ができるのだろうか。この前の視察先では、色々なことをやっておられますが、あれは隣保館事業なのか、それが違う事業なのかというのは僕らがわからないので、隣保館において、こういうことができますよというようなことがわかるような形で示してもらえたら、丹波市だったらこういう課題があるからこれをやってみたらとか、もし丹波市としてやりたいけれども、隣保館事業でなかったら、

県なりにこういうことをやりたいので補助の事業として作ってほしいとか、そんなことも何かできるようなことを、色々なことでここに折角施設があるので、小さな子どもから高齢者の方々までと一緒に集える場所で、学んだことを発表して、一緒に交流できるような関係づくりをしてもらえると嬉しいなと思いましたが、できれば隣保館事業で何ができるかということを見せていただけたら嬉しいなと思います。

(事務局)

隣保館事業として昨年度行かせていただいた視察先の隣保館としてされていること他の市町でされていること、そのような中で丹波市の隣保館としてやっていることを他の市町でされていることと、やってないことがたくさんあります。そのような中で、丹波市の場合は隣保館事業としてはやっていなくて、他の部署であったり取り組んでいたりというところの部分もありますので、少しどういう見せ方ができるのかわかりませんが、今例示的におっしゃっていただいていたようなことに関しては、丹波市ではこういう位置付けでこういうところがやっていますよと先ほどの相談事業も棲み分けながら連携しながらといったようなところが少し、わかりやすくお示しできればということをお話させていただきます。

それと、一つ目にありました日本語識字という部分です。外国市民の方については別途、人権啓発センターの同じ課内別の係ではあるのですが、今年度外国人の多文化共生という視点で一つ大きな基本方針を考えております。今現在策定中ですので、外国人向けの施策の中で今おっしゃっていただいた日本語教育なんかも、やはり足りていないという部分は課題として認識しておりますので、そういったものが盛り込まれたものができ上がって参りますので、次回の会議では外国人施策向けの部分について大きな人権というくくりの中では、ご説明できるのかなというふうには思っております。

(委員長)

委員が、いま最初に言われているのは従来の未就学の問題ですね。  
その中で、外国人もということですね。

(委員)

未就学の方だけというと、ちょっと自分は字をよう書かんとかそういうことを自分で表現するって、中々しんどいから、日本語教室とかいう形で色々な方が来る中でちょっとそこで、学んでみようかなっていう、そういう場所ができるとすごく、来ていただきやすいのところがかなという。

(委員長)

外国の方の言葉の問題とかの解決にせよ、今言われているようにやはり未就学が特に多いというふうにお話いただいたと思うので、その部分を含めて検討していただくということで。他に何かありませんか。

(委員)

学校職員の方からで、今年なるべく「じんけんセミナー」とかの講座に参加しようと思っていて、熱量のある職員は複数回参加し、これもあれも詳しい。でも、自分が担当になって例えばジェンダー平等になったから、この間のLGBT教育とかちょっと行こうかなと思って行くというのはそれなりにそれでいいかなと思うのですが、やはり学校としても、どんどん若い世代が参加していけばいいのですが、僕らより上の方がよく

参加される人が多かったので、もっともっと呼びかけていかないとあかんというのを感じて、参加しようと思っています。また、どんどん参加できるように声かけはしようと思っています。そういう中で、フィールドワークが来年2月13日にあると思うのですが、それが平日であって、中々6年担任だと2月の押し迫った時期、中々ちょっと難しいなというようなこともあって、いつも平日に実施されたらどのような人が来られているのだったり、休日だったら、どんな感じなのか、休日やったら行ける職員は増えるのではないかと。ただ、説明される時に、どういう世代がどのぐらい行かれているとか、また教えてもらえたらと思います。

(事務局)

講座もしかりだと思っておりまして、今年度の講座、夏休みの平日の昼にさせていただいて逆に、通常働いておられる方の場合は、平日の昼間で出にくいかもしれない。でも各先生はもしかすると業務として出やすいのかもしれないしといったようなところも、考えながらと思っています。また、フィールドワークの設定についても少しそういったところの分析もさせていただきたいと思っています。

(委員長)

DVDの貸し出しで学習の実施が増えてきているという中で、やはり学習にどういうふうに取り入れて、我々も時間があったら、その人権学習にちょっと参加、見学させていただくとかいうのも、経験上良いのではないかなという提案はあります。考えておいてください。

(委員)

マイノリティの関係でトランスジェンダーのところがあったので、私が去年から経験していることなのですが、ジェンダーに取り組んできた人たちが、現在全然違う形のあおり方をされることが多いのです。国でも法律ができたのですが、いわゆる国民全部が安心安全なのだとされているのですが、その中で一番今言われているのは、「私は女性です。」と言うたら風呂に男でも入るみたいな話がある。そんな事実は全くないのですよ。国でもそのようなことはないという報告をしているのに、誠しやかにインターネットで流されたりして、一番困っているのが当事者です。「おれ女やねん。」と言うたら、そんなことは絶対できないですね。田中一歩さんの話を聞いておられるから思って、この人自体が自分が性的マイノリティの中で生きてきて、自分が男として生きるためにどれだけの長い年月の中で自分の体、親とか皆にこうやっとなら、自分が1人の男として生きていけるような形になったっていう、何かそういうことが全然見られずに、あおられるようなことがある。結構大学の教授やとかそういう人達やから、正しいことを言っているというこのトランスジェンダーの関係だけは、間違わないように市の方もどなたを呼んでどうするかについては十分気をつけて欲しいなと思います。結構今までジェンダーでやってきた人達が、トランスジェンダーについての問題については結構女性の権利ということで、その権利が侵されるというトランスジェンダーたちの権利を守る的な女性の権利が奪われるみたいなことが結構言われますので。もし市として取り組まれる場合に、十分その選ばれる講師だけは気をつけてやって欲しいと思いますので、よろしくお願いします。

(事務局)

委員さんが仰ったこと本当その通りで。それはまさにその性的マイノリティの関係で

はなくて、犯罪なんですよね。そもそも犯罪の話でそれとこれを一緒にされているというお話はもう非常にそうではないというふうに思っておりますので。もちろん講師のことも、含めてそうだなと思っております。

(委員長)

他にありませんか。

(委員)

貸館業務のことで、有料、免除がありますよね。免除なのは、ここが企画するような時に部屋を貸したら免除ということなんですか。

(事務局)

いいえ、通常は有料でして免除規定というのがございまして、そこに合致するような利用の使い方であったり団体さんであれば、この無料の免除の方に入っておりますので、人権に関する学習会で使われるとか、会自体が人権のことについて考える会、それを目的とされている団体さんであればというような、免除規定というのがございますので、そういったところでまたお尋ねいただければ、有料なのか無料なのかっていったようなところは、ご説明できるかなと思います。

(委員)

住民センターで借りたら、免除というのがほぼないので。

(事務局)

施設の目的にあったというところで、少し住民センターとは違った広い考え方を隣保館は持っておりますので、またお尋ねいただければと思います。

(事務局)

基本的には有料なのですが、使用者から話があればお聞きして、隣保館は社会福祉施設というところになっているのでそれに合致するようでしたら、一度申請されますかというような形でさせていただきます。

(委員長)

他に何かありませんか。それでは議事の方は以上です、その他について事務局の方から何かありましたらお願いします。

(事務局)

2回目ということで、年度の中間に1回開催させていただきました。また3回目年度末に委員長・副委員長と日程調整させていただきながら、ご案内の方はさせていただきますと思っております。

また、下半期の様々な人権のセミナー、講座、フィールドワークを予定しておりますので、人権啓発センター全体のご案内なんかも、ぜひ皆様にお知らせさせていただきたいと思っておりますので、ぜひご参加いただければなと思っております。

(事務局)

1回目のときに委員さんから、子どもの居場所づくりに関して、リアンさんの方か

ら、今どのような状況でされているか伺いたいという提案もあったので、調整ができましたら、3回目の会議の時に、お世話になるかもしれません。

(委員長)

他にありませんか。その他何か全体を通じて、年間2回の委員会がこれを含めて3回になったことでよかったか悪かったのか、よかったよという意見のようで、尽力し計画していただきました。それでは他にないようでしたら、連絡事項をお願いします。

(事務局)

令和6年度隣保館生活相談状況の資料につきましては、机上においてお帰りいただきますようお願いいたします。

(委員長)

本日予定しておりました議事について、これで終了いたしました。それでは、閉会の挨拶を副委員長よりお願いいたします。

(副委員長)

本日は、「福祉まるごと相談」など色々と相談の詳しいご説明いただきまして、行政が様々な相談業務に取り組んでいらっしゃることも改めて私も勉強したようなところで。委員の皆様も、お役のところで色々な方とお会いされると思いますので、持ち帰っていただいて、ご相談受けられた時はこういう相談業務の窓口がありますよと、ご案内またご協力をいただきますようによろしくお願いいたします。本日は、長時間にわたりましてご審議いただきましてありがとうございます。これをもちまして、令和6年度第2回丹波市立隣保館運営委員会を終了いたします。 以 上